



第473号

公益社団法人
徳島県環境技術センター

発行

徳島市津田海岸町2-33
電話 (088) 636-1234(代)
FAX (088) 636-1122
発行責任者 吉村 正
編集者 原岡 艶 甲

改正浄化槽法が成立

～施行は公布から1年以内～

2019年6月12日、衆議院より提出された「浄化槽法の一部を改正する法律案」が参議院本会議で圧倒的多数の賛成によって可決され、令和元年6月19日（法律第40号）に公布された。

今回の法改正の背景には、単独浄化槽が未だ全国で400万基存在すること、また法定検査の受検率が全国平均で40%にとどまり浄化槽の維持管理の強化が必要なことなどがある。

今回の法改正によって、単独処理浄化槽から環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換が推進される他、浄化槽台帳の整備や浄化槽管理士の研修機会の確保についても明記され、浄化槽管理のあり方そのものが強化されることとなる。

具体的には、

1. 「特定既存単独浄化槽」に対する措置

都道府県知事が、「特定既存単独浄化槽」に対して除却、その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言・指導ができること。

徳島県浄化槽推進協議会

令和元年度通常総会開催

徳島県浄化槽推進協議会は、7月10日(水)午後1時30分から阿南市役所に於いて会員18市町村と特別会員の徳島県、賛助会員の公益社団法人徳島県環境技術センター併せて20団体が出席し、令和元年度の総会を開催した。

開催にあたり、岩浅阿南市長が「使った水をきれいにして戻すことは、水を使う者の責務であり、企業や周辺住民に対する水への意識づけは大変重要なものとなる。併せて浄化槽においても維持管理の徹底を図っていかねばならない」と会長挨拶を行った。

その後、県水・環境課の河野副課長、当センターの吉村会長が来賓挨拶を行い、吉村会長は挨拶の中で、「今回、浄化槽法の一部が改正されるのを契機として、さらに浄化槽を増やすための施策と適正な維持管理を担保するための施策を推進していきたい」と述べた。

2. 公共浄化槽

市町村は「浄化槽処理促進区域」において、浄化槽の設置計画を作成し、公共浄化槽を設置、管理できること。

3. 浄化槽使用休止中の義務の免除

浄化槽管理者が清掃をしてその使用の休止を知事に届け出た場合は、保守点検・清掃・法定検査の義務を免除できること。

4. 浄化槽台帳の整備

知事は浄化槽台帳を作成し、保管が必要なこと。

5. 協議会の設置

地方公共団体は浄化槽の設置・管理に関し必要な協議を行うための協議会の設立が可能なこと。

6. 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会を確保すること。

7. 環境大臣の責務

環境大臣が都道府県知事に対して定期検査事務等必要な助言・情報の提供その他支援を行うこと。

◎特定既存単独浄化槽とは

既存単独浄化槽で、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずる恐れがある状態であると認められるもの

◎浄化槽処理促進区域とは

市町村が自然的経済的社会的諸条件からみて、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を特に促進する必要があると認め指定した区域

議事進行については岩浅市長が議長となり、以下の議案について審議した。

(第1号議案) 平成30年度事業報告及び収支決算について

事務局が30年度の事業と収支決算について報告した後、監事が会計監査報告を行った。会員から異議は無く原案どおり承認可決した。

(第2号議案) 令和元年度事業計画及び収支予算(案)について

事務局が令和元年度の事業計画と収支予算(案)について報告した後、議長が議場に諮ったところ会員から異議は無く原案どおり承認可決した。

(第3号議案) 役員改選について

任期満了に伴う、役員改選が行われ、輪番制による新役員が決定した。選任された新役員は次のとおり

会長	吉野川市(川真田哲哉 市長)
副会長	石井町(小林智仁 町長)
理事	美波町(影治信良 町長)
監事	藍住町(高橋英夫 町長)
監事	東みよし町(松浦敬治 町長)

その後、議長が意見、質問を求めたが、特になかったため、総会を閉会した。

閉会後は、当センターの空保事務局長が「徳島県環境技術センターからの報告」と題し、平成30年度の法定検査や事業の実施報告のほか、省エネ型浄化槽システム導入推進事業、浄化槽法の一部を改正する法律の概要について説明を行った。



県浄化槽事務取扱要領の一部改正

徳島県浄化槽事務取扱要領が一部改正された。
改正の主な内容は、以下の2点。

①法第7条及び11条検査料の事前納付

浄化槽設置届（又は計画書）の手続の際に提出する「標準契約書」に併せ、7条及び11条にかかる検査料を事前納付することが明記された。（事務取扱要領第2条4項）

②設置する浄化槽すべてに浄化槽教室の受講を義務化

浄化槽設置届出書を提出する（新しく浄化槽を設置する）場合は、浄化槽設置者講習会（浄化槽教室）の受講が規定された。（同第2条5項）

これにより、使用開始報告書（様式11）の様式が変更され、浄化槽教室の受講日を記入する欄が設けられた。

尚、新要領は令和元年7月16日から適用される。

生活（し尿等）排水に関する最高裁判決登場 排水料の支払いは 住民に強制できるか

徳島市の事件で興味深い最高裁判決（令和元年7月18日第一小法廷判決）が登場した。

徳島市国府町の以西土地改良区（以下、「同改良区」という。）が、同改良区が維持管理する水路の使用料を支払っていない住民に対して、当該使用料相当額を請求した事件で、同改良区が全面敗訴した。

事案の概要は次の通りである。

同改良区は、昭和26年に以西普通水利組合から組織変更により設立された土地改良区である。同改良区は、昭和40年以降、河川法第23条の許可に基づき、鮎喰川→幹線水路→支線水路への流水を占用し、これらの水

路（以下、「本件水路」という。）を同改良区の組合員が農業用の用排水路として使用している。本件水路は、過去に国から徳島市に譲与されたもので、現在も徳島市の所有・管理下にあるが、一部の修繕や改良を除き、全般的な維持管理は事実上同改良区が行ってきた。同改良区の定款では、本件水路を使用するには、同改良区の承認を得た上で、同改良区と契約し使用料を支払う必要があるとされている。しかし、これらの手続きをせずに同改良区に無断かつ無料でし尿等を浄化槽で処理して排水していた住民がいたことから、同改良区がそれらの住民に対して使用料相当額の支払いを求めて提訴した。

裁判の流れは次の通りである。1審徳島地裁では、請求棄却。2審高松高裁では住民側に一部使用料の支払いを認め、同改良区が一部につき逆転勝訴。そして、3審最高裁で同改良区逆転敗訴（住民側全面勝訴）。

高松高裁と最高裁の判断の分かれ目は、同改良区が有する権利の捉え方にある。**高松高裁**は、**同改良区**は**本件水路の流水について排他的管理権を有し、使用料を支払わない第三者については、本件水路への流水を禁止することができる**と判断した。

他方、**最高裁**は次のように判断し、これを覆した。同改良区の有する権利は、公共用物である公水を使用する権利である。よって、**同改良区は、かんがい目的を満すために必要な限度で排他的に使用する権利を有するとはいえるものの、直ちに第三者に対し本件水路への流水を禁止することができるとはいえない**。

要するに、高松高裁は他人の使用を禁止できる強力な権利であると捉えたのに対し、最高裁は同改良区が必要な限度で自由に使えるだけの権利であり、自分達が使用する上で問題がない場合には他人の流水を禁止できるような権利ではないと捉えたのだらう。

もっとも、最高裁は、「直ちに禁止できるとはいえない」と述べており、いかなる場合も禁止できないと考えているわけではなさそうである。例えば、第三者の使用により流水の限界量等を超過し、同改良区や組合員が必要な限度の流水ができなくなった等の事情があれば、結論が変わる可能性はあるのかもしれない。

以上の通り、本判決は若干不明確な点もあるが、昔ながらの慣例等で運営されている箇所に一石を投じたことは間違いなく、関係各所に与える影響は小さくないだろう。小池裁判長の補足意見は、紛争が起きた原因の一つは本件水路の法的関係の不明確さだと指摘し、法令に基づく明確化を促している。つまり、本件水路は現在も徳島市の所有・管理下にあるにもかかわらず、同改良区が事実上維持管理してきた。最高裁は、このような状態のまま住民に使用料の支払いを強制するのは行き過ぎだと考えたのだらう。そうだとすれば、徳島県内はもとより、全国各地の同改良区と似たような運営がされている土地改良区や水利組合では、本判決を受けて運営方法を再考する動きがあるかもしれない。

下水道事業に係る 研修会を開催

7月25日(木)午後1時30分から徳島市富田浜の徳島県建設センターで、(公財)徳島県建設技術センター主催の「下水道事業に係る研修会」が開催され、行政関係者やコンサルタント会社の担当者など約100名が出席した。

先ず、主催者である(公財)徳島県建設技術センターの瀬尾理事長が開会挨拶を述べ、研修に入った。

【研修1】「最近の下水道行政について」

前国土交通省下水道部長の森岡泰裕氏が講師として、下水道の仕組みや役割、事業を取り巻く課題等について講習を行った。同氏はこの中で「下水道は単に生活排水処理を行うだけで無く、豪雨による浸水対策として大きな役割を担っていることや、付加価値向上に向けた取り組みとして、ディスプレイによる生ゴミの受け入れや将来的には紙おむつの受け入れまで想定していることに言及した。

【研修2】「最近の浄化槽行政の動向について」

環境省浄化槽推進室指導普及係長の板倉舞氏が講師となり、浄化槽の現状と課題、浄化槽行政の方向性、元年度の予算、制度改正の動きなどについて講習を行った。板倉氏はこの中で課題として特に問題視しているのが、各県によりばらつきが大きい11条検査の受検率である。受検率の高いところは、90%を超えているのに対し、10%台、20%台のところもあり、全体として42%程度に留まっている。高受検率の県に共通していることは、県・市町村・指定検査機関・保守点検・清掃業者がしっかりと連携していることであるので、今回の法改正を踏まえ、行政・業界が協力体制を確立することを期待していると述べた。

最後に、質疑応答の時間を設けられ、市町村担当者から汚水処理施設10年概成は現状では非常に困難であるなどの意見があったが、森岡氏は、最初から諦めずにまずは目標に向かってしっかりと努力する必要があるなどと回答した。この後予定の時間に達したため午後4時に閉会した。



推進を図ることを目的として、今年4月に県水環境課へ提出した要望書の回答が「業界自身が業務の健全化・適正化を図ろうとするものであり、具体的な提案や施策を示していただければ前向きに検討する」との内容であったため、会員自らが業界の実情を踏まえて意見や施策を示せる機会として、早急に部会を開催し、協議して進めていくことを理事会で決定したものである。

各部会には会員事業所の代表者や実務担当者が参加し、県に要望した内容の議題に対する様々な意見が出され活発な議論が行われた。

今後は、欠席した会員が次回開催の部会にスムーズに参加出来るよう協議状況を報告しながら複数回の協議を経て、協議内容をまとめ理事会に提案する予定である。

尚、各部会の開催状況は以下のとおりである。

【施工部会】

開催日：8月5日、出席会員10名

<協議した内容>

- 浄化槽設置届出書の様式修正について
- 施工マニュアルの修正について

【メーカー部会】

開催日：8月6日、出席会員5名

<協議した内容>

- 浄化槽設置届出書の様式修正について
- 施工マニュアルの修正について



【清掃部会】

開催日：8月7日、出席会員8名

<協議した内容>

- 年1回の清掃の未実施に対する法定検査結果の取扱いについて
- 保守点検業者による清掃業務を含む一括契約について



【保守点検部会】

開催日：8月7日、出席会員9名

<協議した内容>

- 保守点検業務にかかる法令遵守の徹底について
- 徳島県浄化槽保守点検登録について



センター4部会を開催

令和元年8月初旬、県環境技術センターは、会員を対象に施工・メーカー・保守点検・清掃の4部会を開催した。

部会の開催にあたっては、浄化槽に係る適正業務の

令和元年度 『海岸生物調査』開催



令和元年8月3日、鳴門市網干島横海岸にて県民参加型の『海岸生物調査』を実施した。

この事業は「徳島県沿岸の海岸において、住民参加型の海岸生物調査を実施することにより、県内海岸の環境を把握すると共に、県民と海とのふれあいを促進し、海環境に対する意識の向上を図る」ことを目的に県の委託事業で実施している。毎年人気の事業で、今年も満員の10家族25人が参加した。

さて、今年で4回目の開催となるが、今回初の試みとして、当センター職員の山畑検査員を講師として抜擢した。無論それに先立ち事前調査や、子供向けの調査方法の検討、職員の教育など万全の準備を整え本番に臨んだ。

当日はスケジュール説明の後、海岸生物の特徴や生息域、見つけ方、調査票の書き方などを解説。よく似た貝類は直前に採取した貝を使い、実物を見たり触ったりして違いを確認する工夫をした。実際、貝を手にとった子供たちは大喜びで、活気のあるスタートとなった。

続いて移動した海岸では、厳しい夏の太陽と、海や岩場からの照り返しで猛暑の中での調査となったが、子供たちは生き物の観察や捕獲に一生懸命で、中には腰まで水につかるなど暑さを忘れ夢中になっていた。また、保護者も指標生物以外の生き物について職員へ積極的に質問するなど、生物調査に没頭し真剣そのものであった。結果、全員の調査票の集計によると、ク

ロフジツボやカメノテなど、きれいな海に生息する指標生物が多く見つかった。これは昨年同様水質はたいへん良好という判定になる。

しかしながら、生物調査を終えた帰りに、砂浜に多く残されたペットボトル等のプラスチックごみが参加者に残念な印象を与えたようで、次回開催時にはマイクロプラスチック問題も取り入れることも検討したい。



水質計量便り

～奇妙な深海生物絶滅危惧種に～

国際自然保護連合 (IUCN) により、絶滅危惧種などをまとめたレッドリストの最新版が公表されました。

今回注目されているのは、これまで生態系について情報が少なかったため、絶滅が危ぶまれる状況かどうかの評価が難しかった生き物もレッドリスト入りをしたことでしょう。

対象となったのは『スケーリーフット』と呼ばれる深海生物です。体表に硫化鉄でできたウロコを持つため、金属で覆われたように見える珍しい生き物で、深海の熱水噴出孔だけに密集して生息する巻き貝の仲間です。

さて、熱水噴出孔にすむ動物は現在、数百種が知られていますが、そのうち実に70%以上は、その場所以外では生きられない「熱水固有種」です。「熱水固有種」は個々の熱水活動域を移動する能力を持たないため、卵や幼生の状態でプランクトンとして移動するものと考えられますが、そのような手段による地理的交流はほとんど稀であると考えられ、それが今回の絶滅危惧種指定理由の一つでもあるようです。さらに、熱水噴出孔は海底資源の開発対象として注目されており、3カ所の『スケーリーフット』生息域のうち2カ所ではすでに中国とドイツが海底資源開発に向けた調査を進めていることからIUCNは、深海底の掘削が『スケーリーフット』の生息域を損ない、広範囲に継続的な影響を及ぼすおそれがあると判断しています。

今回登録に至ったのは、生息域が少なくまた小さいこと、特異な生息環境を持つこと、そして個体群間の交流が乏しく、さらに今後資源開発などによって生息環境が失われる危険性が懸念されていることが要因であり、どうやら今回の指定が、これから深海生物の評価を進めるうえでの水準を示した重要なケーススタディになると考えられているようですね。 by koizumi



事務局だより

法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

○11条検査

日程：令和元年9月19日～令和元年10月18日

地区：藍住町、北島町、石井町、上板町、板野町、美馬市、つるぎ町、東みよし町、三好市

○7条検査

日程：令和元年9月19日～令和元年10月18日

地区：徳島市、藍住町、北島町、石井町、上板町

○那賀町検査(らくらくあんしん協議会)

日程：令和元年9月19日～令和元年10月18日

地区：那賀町全域

○神山町検査(神山町きれいな水づくり協議会)

日程：令和元年9月19日～令和元年10月18日

地区：神山町全域

